

中種子町宿泊施設感染症防止対策支援金に関するお知らせ

令和2年10月1日

中種子町では、新型コロナウイルス感染症防止のための取組を行う宿泊事業者に対し、予算の範囲内において、支援金を支給します。まずは、県へ「鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金」を申請し、県から補助金交付確定通知を受けた後に、「中種子町宿泊施設感染症防止対策支援金」を申請いただくことになります。

対象者

中種子町内における宿泊施設を経営する法人又は個人であって、次の要件のいずれにも該当する事業者を対象とします。

- (1) 旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていること。
- (2) 中種子町内で経営する宿泊施設であること。
- (3) 「鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金」の交付決定を受けていること。
- (4) 中種子町暴力団排除条例（平成24年中種子町条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 町税に滞納がないこと。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、町税等の滞納がある方で、中種子町役場に対し、納税猶予等の相談や申請等を行っている方は、この限りではありません。

支給額

鹿児島県宿泊施設感染症防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金交付確定額	事業者負担額	<u>町からの支給額</u>	補助金・支援金支給後の事業者負担額
補助対象となった事業費の 4/5	補助対象となった事業費の 1/5	<u>事業者負担額の 4/5</u>	事業者負担額の 1/5

〈支給額例〉 補助対象となった事業費・・・500万円の場合①

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業） 補助金交付確定額 （①の 4/5）	事業者負担額 （①の 1/5）	町からの支給額 （②の 4/5）	補助金・ 支援金支給後の 事業者負担額 （②の 1/5）
400 万円	100 万円②	80 万円の支給	20 万円

申請書類

- （1）中種子町宿泊施設感染症防止対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）を提出して下さい。
※申請書の様式は、中種子町ホームページに掲載します。
- （2）県から送付された「鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金交付確定通知書」の写し
- （3）県へ提出した「鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金実績報告書」の写し
- （4）通帳の写し（通帳を開いた1，2ページ目の写し）
- （5）本人確認書の写し（個人事業者の方のみ）
運転免許証，マイナンバーカード，住民基本台帳カードなどの写しを提出してください。

申請に当たっての留意点

- （1）町から検査，報告又は是正のための措置の求めがあった場合には，これに応じていただくことになります。
- （2）この支援金は，今後，確定申告に含める必要がありますので，税務上の処理については，ご注意下さい。
（例）法人の場合・・・益金
個人事業主の場合・・・事業所得の雑収入

支援金の振込

申請書類を受け付けた後，約2週間以内で振込予定です。

申請期間

令和2年10月1日（木）～ 令和3年3月31日（水）

申請先

中種子町役場 企画課 商工観光係 27-1111（内線231）

お問い合わせ先

中種子町役場 企画課 商工観光係 27-1111（内線231）